

統帥権干犯問題と日本のマスメディア

玉井研究会

はじめに

- 一 統帥権干犯問題の是非
- 二 政府議会に対する反応
- 三 軍部に対する反応
- 四 枢密院に対する反応

終わりに

はじめに

る経緯について概略を述べたい。大正十（一九二一）年に開かれたワシントン会議では主力艦制限では合意したものの補助艦の制限に失敗したため、その後建艦競争が起つた。これを解決すべく、昭和（一九三〇）年に米国の呼びかけでジュネーブ軍縮会議が開かれたが、失敗に終わった。

この時の失敗を教訓にして、イギリスの提案で開かれたのが昭和五（一九三〇）年のロンドン軍縮会議であった。昭和四年十月一八日、日本政府は全権として前首相若槻礼次郎、海相財部彪、駐英大使松平恒雄、駐白大使永井松三を任命、派遣した。英國全権はマクドナルド首相、ヘンダーソン外相、アレクサンダー海相の三人、米国全権はステイムソン国務長官、アダムズ海軍長官の二人であった。同年一月一六日、浜口内閣は日本の原則的要求、いわゆる「三すロンドン条約」（正確には「一九三〇年ロンドン海軍条約」）の締結に至り、大原則を決定し、全権に訓電した。それは、・補助艦総括対米

七割、二、大型巡洋艦対米七割、三、潜水艦現有量保持を目標とするものであった。

この訓電をもとに対米七割を要求する日本と、六割台を主張する米国との間で激論が続いたが、ようやく昭和五年三月・四日全権團は以下の案で妥協したきのうの請訓電を発した。それは、一、対米総括六割九部七厘五毛、二、大型巡洋艦対米六割一部二厘、三、潜水艦対米七割というものであった。

だが、これは加藤寛治軍令部長をはじめとする軍令部側の猛烈な反感を買つた。彼らは東郷平八郎元帥や伏見宮軍事参議官なども引き込んで反対運動を展開したのである。しかし、条約締結を支持する岡田啓介大将の奔走などにより加藤軍令部長も次第に軟化していく

た。

同年三月二七日加藤は岡田大将と共に浜口首相を訪ねたが、首相より大局的見地から請訓案を承認する旨の話があつた。これを聞いた軍令部長は、岡田大将に飛行機を重視すれば国防は保てる、と請訓案賛成の表明を行つてゐる。また、四月一日閣議提出に先立つて政府回調案への海軍の同意を得るため、首相が加藤と岡田を招いた際にも、加藤は用兵作戦上からは困ると言つただけで反対はしなかつた。

このように加藤は、請訓案に対して明確な反対をしなかつたが、末次信正軍令部次長に突き上げられるなどして再び反対にまわり、四月二日に参内して回調案反対の上奏を行つた。また、軍令部次長は条約調印前日の四月二一日、海軍次官に宛てて条約への不同意を

表明した。しかし、四月二二日、セントジエームズ宮殿でロンドン条約の調印式が行われた。

かくしてロンドン条約は締結をみたが、その前日の四月二二日に第五八特別議会が召集された。四月二五日、幣原喜重郎外相がロンドン条約で「国防の安堵は充分保障」され、また「軍事専門家の意見をも充分に斟酌」したと演説すると、軍令部が猛烈に反発した。これが統帥権干犯問題の直接の引き金となつたのである。

ところで、この問題が憲法解釈と密接に関係しているのは周知の通りだが、どのように関連しているのかを概説しておきたい。

大日本帝國憲法二二条では、「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と、二二条には「天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム」とある。一方、五五一条項では「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と定められており、文字通り解釈すれば、一、二二条双方に國務大臣の輔弼責任が適用される。

ところが、二二条は統帥機関の単独輔弼という慣例になつており、一二条に関しては予算等を含む關係から内閣の単独輔弼という学説が有力であったが、政府は大正・四(一九二五)年止時の法制局長官答弁により、政府・統帥機関の協同輔弼という立場をとつてゐた。

これを利用して政友会は、政府は充分に軍令部長の同意を取り付けており、文字通り解釈すれば、一、二二条双方に國務大臣の輔弼責任が適用される。

以上が統帥権干犯問題の概略である。本論文は全部で四つの章から成り、一章では統帥権問題自体をメディアがどう捉えたのか憲法論議を中心に考察する。二章では第五八特別議会開催時期を中心として、統帥権問題への政府・議会の対応をメディアがどう見たかを分析する。三章では軍部、主として軍令部の統帥権問題への対応にメディアがどう反応したのかを見る。四章では枢密院によるロンドン条約審議期間を中心に、統帥権問題への条約審査委員の対応をメディアがどう捉えたかを分析する。

なお、今回調査した新聞、雑誌は、「大阪朝日新聞」(大朝)、「国民新聞」(国民)、「時事新報」(時事)、「帝國大學新聞」(帝大)、「東京朝日新聞」(東朝)、「東京日日新聞」(東日)、「報知新聞」(報知)、「三田新聞」、「都新聞」(都)、「読売新聞」(読売)、「偕行社記事」、「改造」、「キング」、「経済往来」、「國家学会雑誌」、「中央公論」、「東洋経済新報」、「日本及日本人」、「法律時報」、「法律春秋」、「法律新聞」、「法律評論」、「文芸春秋」、「有終」の十新聞、「四雑誌」である。選定に当たつては当時の有力紙誌の他、問題の性格を考慮して軍関係、法律関係の雑誌を加えた。期間はロンドン海軍軍縮条約に関する統帥権十犯問題が表面化してくる昭和五年四月から問題がほぼ収束する九月までの六ヶ月を基本とする。しかし、時期がずれ

表1 昭和2年の新聞発行部数
(年間)

	発行部数(万部)
東京日日新聞	45
東京朝日新聞	40
報知新聞	25
時事新報	20
国民新聞	15
都新聞	12
読売新聞	10
中外商業新聞	10
大阪朝日新聞	126.0596

出典：山本武利『近代日本の新聞読者層』
(法政大学出版局、1981年)

込むことが予想される雑誌の一部については、昭和五年一二月まで「改造」「経済往来」「東洋経済新報」、あるいは昭和六年一二月まで「中央公論」「日本及日本人」「法律春秋」調査し、調査の困難だった「有終」については昭和五年四月から八月までと翌六年の一部を対象とした。以上のよだな調査の後、外務省記録に收められている「倫敦海軍會議」の中の「輿論並新聞論調・新聞切抜集・統帥権問題論説・議会関係・帝国議会」(於ケル海軍条約二開スル質疑及答弁)〔外務省外交史料館所蔵〕を調査し、同記録に收められてゐる「大阪毎日新聞」(大阪)、「中外商業新聞」(中外)、「やまと新聞」(やまと)の記事の中から必要と思われるものについては掲載した。

なお、本文中では各紙、適宜括弧内の略称で記した。また、資料中の旧漢字は原則として改め、旧仮名遣いはそのまま引用した。

一 統帥権干犯問題の是非

本草では、統帥権干犯問題の論議について検討する。具体的には新聞・雑誌を中心とした各マスメディアがどのような立場に立つて当時の論争に加わっていたのかを明らかにする。

この問題の性格上、統帥権干犯に当たるかどうかという問題は、それぞれのマスメディアが大日本帝国憲法の第一一条と第二一条をいかに解釈しているかと関連するが、それは次の四つの意見に大別される。

第一に、統帥権は一般国務と同様に扱われるべきものであり、この機会に軍令機関（參謀本部・軍令部）の改革（裁撫・権限の縮小）に着手すべきである。

第二に、軍部の秘密事項を守るためにも統帥権の独立は認めるべきではあるが、憲法第一一条は純然たる一般国務であって、兵力量の決定を含めた予算・人事権は國務大臣の輔弼責任の範囲にあり、統帥権は適用されない。

第三に、憲法第一一条は純然たる統帥大権であり、第一一条は國務大臣の輔弼責任の範囲にあるものの、軍令（統帥事項）に関する問題が発生した場合は、統帥権の適用を行い、軍部大臣以外の國務大臣の関与を否定する。

第四に、憲法第一一条・二一条ともに統帥権の適用に該当するものであり、軍令・軍政機関以外の十涉はすなわち統帥権干犯に当たる

いとする論調である。

具体的な紙面・誌上で例を挙げてみる。「軍縮問題を国際会議で決せんとする場合、それが国家の財政と国際関係の現実に照らして決せられるべきことは言ふまでもない」とし、常備兵力量の決定については、財政や外交上の見地から内閣の権限に含まれるとの立場を明確に示している。また「軍令部長は人元帥の機関であつて國家の意思を決定し、その行用を律する機関ではない」と、軍令部長の意見に政府が拘束される必要のないことを述べている。新聞・雑誌

の論説では、法学博士美濃部達吉が「その性質上、軍の編制、特に兵力量を定めることは、統帥権の範囲外にあり、必然に政務の一部として内閣のみがその責任を負担するものである」と述べている。吉野作造は「編制大権が内閣の輔弼事項に属するのは異論のないところ」という立場をとっている。吉野は加えて、統帥権は政府が軍政機関の意思を外交・財政等などの許す範囲内において最大限尊重する目的のために設置されたものであつて、政府に輔弼責任のある編制大権で軍令部と対立した場合には、政府が責任を全うすべきであるとしている。また軍令部は、「軍事は一切文官手らしむべからず」という攘夷的偏見を抱いているかのようを感じると批判する。

同様の意見として、馬場恒吉の「憲法第一一条は參謀総長と軍令部長の責任、第一二条は内閣の責任」という世論の解釈を紹介して干犯には当たらないとする論説がある。また、佐々木惣一は統帥権の独立は憲法解釈ではなく、これまでの慣習によるものと述べ、兵力量の決定は軍事行動でない以上、統帥権の範囲外であり、当然の

る。

当時のマスメディアにおける論調の中で、統帥権干犯に当たらないとする意見では概ね第二の意見がその大勢を占めている。また、新聞については各紙とも今回の条約締結は統帥権干犯には当たらぬとの全体としては第三の意見が多かった。

以下では具体的に統帥権問題に対するマスメディアの論調を見ていく。まず、統帥権干犯には当たらないとする立場から述べる。

新聞については各紙とも今回の条約締結は統帥権干犯には当たらぬとしている。また雑誌でも、部を除いて統帥権干犯という主張には異を唱えている。各新聞・雑誌の論調は多少異なるものの、共通の論旨をまとめる以下の通りである。

軍令部は条約案の兵力量では国防の責任は果たせないとしてこれを不同意であった。それにもかかわらず、政府がそれを無視して締結したことは統帥権干犯であると主張する。しかし、憲法第二一条で述べてある編制大権は國務大臣の輔弼責任の範囲内であり、軍令部の意見は飽くまで参考に留める程度のものである。その意見をどこまで採用するかは政府の裁量によるものである。軍令部は軍事の専門家である以上、常備兵力を定める軍縮条約の締結の際には、その意見が充分に加味される必要があることは明白である。そしてその軍令部と政府の意見が一致することが望ましいが、実際のところ双方の意見が一致を見ない場合、政府が軍部の意見に拘束される根拠はない。政府は財政や国際情勢・国際関係を充分に考慮した上で、条約締結の判断を行つべきである。以上が、統帥権干犯に当たらぬ

こととして内閣の輔弼事項であると解釈する。その他、明大教授の大谷美隆や高橋信司も同様に統帥権干犯ではないと主張している。

次に統帥権干犯に当たるとする記事・雑誌を見ていく。先述の通り、この問題が統帥権干犯に当たるとする新聞記事を見つけることは出来なかつた。さらに雑誌でも「日本及日本人」の他、該当する雑誌は二誌程度しか見つけることが出来なかつた。

共通の論旨は以下の通りである。統帥権干犯であるとの根拠には、軍の本質は国土の防衛であるため、策定する作戦に相応しくない兵力量に反対するのは正当化され得るべきである。そして兵力量の決定は作戦に大きな影響力を与えるものであるから、軍令部の意向を重視すべきであり、政府の独断によつて定めるべきではない。

憲法上の条文解釈でも第三の意見に代表される如く、第二二条では編成大権を國務大臣の輔弼事項と認める一方で、その条項は第一一条に準じるものであると解釈し、軍令部と政府が協調すべきと述べる。軍令部と政府が兵力量の決定について対立した場合は、各論説によつて意見に違いはあるものの、少なくとも軍部が現状より大ききな発言権を持つべきとする点では一致している。以上が統帥権干犯に当たるとする論調である。

具体的例として、「軍の統制と作戦用兵の關係に至つては全く密接不可分である」とし、「故に……海軍令部長の意見が、國軍の兵力量を決定すに重大因子たることは論ずる迄もない」と結論付けている。統帥の大権は大元帥座上に在り。……而して事国防に關する限り、軍事専門家、即ち軍令部並に參謀本部の立場を基礎とす

べきことと、固より当然である」と断言している。さらに憲法解釈では、「帝国憲法に於ける、第一、二条並に第二条は、實に不可分の規定に屬し」と述べ統帥権が一二条にも及ぶ解釈まで行なつてゐる。

また兵力量の決定に際しての國務大臣と軍令部との緊密な關係を強調した上で、「第一、二条は單純なる大臣のみの輔弼事項ではなく、帷帳機關はこれに対して十二分の發言權を有するのである。……憲法第二条は、何處迄も第一条の精神を以つて解釈せねばならぬ」と述べてゐる。他にも、軍部を無視して政府が行つた條約調印・批准に至る過程を皆の機関や武家政權と比し、政黨勢力が天皇の権威を横取りするという政党批判もあつた。

以上、統帥権下犯かどうかの賛否ごとに記事・論説を見てきたが、全体的に見てこの問題を統帥権下犯であるとする記事は少なく、当時のマスメディアも概ね第二の意見を述べていた。

二 政府議会に対する反応

この章では政府・議会に関するマスメディアの反応を見るために、全体を大きく三つの時期に分割した。

第一は、統帥権問題発生時（特別議会開会～昭和五年四月三十日）、

第二は、政府が答弁回避の態度を鮮明にする時（同年五月一日～特別議会閉会）、第三は、特別議会の閉会以後（同年五月一三日）である。

このように分けたのは、これら三つの時期が政府と議会の関係を見る中で、特に重要な時期と考えたからである。しかし、収集した

政府に対するマスメディアの反応は、衆議院予算総会において、政友会からの質問に対し政府が答弁回避したことを見題にし、政府批判を行う新聞がほとんどであった。それらの中でも、「一切事なかれ主義をとらんとする政府の態度は、吾人をして軍部機構の合理化の前途なほはなはだれう遠なるを思はしむるのである」としたり、「具体的にして重大な問題はないと思はるる質問に対してその答弁を回避したのは明らかに非立憲である」との主張に代表されるようにな、政府の姿勢を批判するものが数多く見受けられた。また、批判だけではなく、「憲法上の錯綜せる事態を、この機会において勇敢に解決することに努めべき」というように、政府は答弁回避をやめ、態度を明確にすることで統帥権下犯問題を乗り切るべきだとし、政府を叱咤しているものも見受けられた。なお、ここでいう「錯綜せる事態」とは、事実上の兵力量決定権が政府にあるのが軍部であるのかを明記している条文が存在しないことから、政府、軍部がそれぞ自分たちに都合がいいように、帝国憲法第一、二条及び二、三条を解釈している事実を指している。さらに、「國民大多数の意思を代表するもの」が「軍部の不合理な國政干渉を恐れる必要が何處にあるか」というように、普通選挙によつて選ばれた政府に強気になるよう助言を与えていた記事など、政府の消極的姿勢を批判しつつもその決着を政府につけるよう期待しているものも見受けられた。以上の記事からわかるように、政府に対するマスメディアの反応においては、軍部に対し強氣で押しちらなかつたという政府の態度を批判するだけの論調と、かかる批判を行いつつもそれに加え今後の

記事の中には時期がずれていても重要な反応が数多く見られたことは事実である。そのような記事は掲載された時期にとらわれず、その内容を考察した上で本章で扱うこととした。

まず初めに、第一の統帥権問題発生時では、政友会總裁大藏毅が衆議院において、国防の不安を指摘した上で統帥権下犯を問題にしたことに對し「故意に制限を加へんとする時代錯誤の主張であることは言をまたない」と、また、「政友会が從來軍縮を高調した如きは、国防に關して軍事専門家に信頼され、その自山に一任するといふ鳩山氏の主張と矛盾する」として政友会への批判を行つてゐるものが多く見受けられた。この場合の「時代錯誤」とは、政黨勢力が軍部の勢力に加担しようとする動きを指してゐる。また、政友会批判だけでなく、「国防の政治上における責任は専ら政府即ち内閣に属して」と見受けられた。この場合の「時代錯誤」とは、政黨勢力が軍部の勢力に加担しようとする動きを指してゐる。また、政友会の行動を「政府に泡吹かせようとする野党側の作戦も悪くない」と述べ、肯定する内容のものも散見されたことは興味深いが、この記事は政友会の統帥権問題に関する見解に触れてはいない。また、政友会の統帥権問題に対する評価も無かつたため、野党が与党を攻撃するという行動そのものを評価していたと解説することができる。

新聞の論調に變化が見られるようになるのは第二の時期の、政府の答弁回避が行われる頃からである。ここでは、政府への反応と、政友会への反応とに分かれるものが多かつたため、この二つの反応に分類して解説していく。

政府に期待を寄せる論調とが見受けられた。

その他の政府に対するマスメディアの反応としては、「徹頭徹尾反対党的矢面に立ち、大体において、防戦その功を收め得たのは、これを賞賛なる人格の收穫なり」と述べ、濱口首相個人の人格を賛美し、濱口首相の答弁姿勢を批判するのではなく、好意的に評価する記事もあつた。

一方、政友会に対する反応であるが、この点に関してはほとんどの新聞が否定的な見解を示し、「政友公の現幹部が、如何に党略本位とはいへ軍閥の越権擁護に浮身をやつすは、党の歴史を汚すものではないか」とあるように、第一の時期の政友会に対する批判と比較して変化は見られず、全体を通して軍部の勢力を増大させる政党との評価が下されている。そのような記事の中、政友会内部において、党の態度に対する批判があつたと指摘するものが見られた。すなわち、政友会の少壮派議員が、政友会は軍閥を支持してゐるとの批判が強くなつてゐることを受け、「積極的に党の態度を決定し、内閣を指導して責任内閣制の確立をはかるべし」と、幹部を動かさんと運動するは、流石に少壮派議員の真剣味を見る」と党内の動きを紹介する記事もあり、批判だけでなく政友会内のこうした動きに期待を寄せた反応も少数ながら見受けられた。

第三の時期として特別議会開会以降のマスメディアの反応を取り上げる。この時期の論評の内容は、以下の三つに大別できるものが多かつた。第一は、特別議会を総括するもの、第二は、統帥権下犯の今後の成り行きについて、第三は、國民の反応である。そこで取

舉した記事も、これら二つに分類して解説していくことにする。

まず、特別議会を総括するものとして、「不幸にも議会に現れた審議態度は、統帥権の問題にしても事務管理の問題にしても、ことごとく合理化または時代化の要件に背反し、むしろそれに逆行する態度に出でた」と、政府の答弁回避の態度については「議会の役割に背反して」と、政友会の軍部支持とも受け取ることがで

きるような態度については「政党の役割に背反して」と批判」ていた。⁽⁵⁾そして、「帝國大學新聞」には東京帝國大學教授の嶺山政道が論文を発表した。⁽⁶⁾そこでは、政府も反対党である政友会の政策も「原理的方針を欠いている」ため、「日本の議会政治は幼い」の

である、と主張し第五八特別議会の問題点を数多く指摘していた。これらは論調に代表されるように、第五八特別議会に対しても、満足できる内容ではなく、政友会の問題点が露呈し、不満が残る議会であったという評価が紙面を占めていた。

また、統帥権の今後の成り行きについては、与党民政党は議会において絶対多数を保持しているのだから致命的な打撃は被らないであろうと前置きしつつ、一統帥権問題を政治的に見る場合、これを有耶無耶の間に附し去ることが出来るのであらうが、しかし、それで、この問題は消滅するものではないので、今後も必ずいろいろの作用を起すに相違ない」と述べ、統帥権干犯問題はこの議会だけで終わらず今後も続いていくであろうということと同時に、今回の議会で政府は解決を図るべきであったという見解も説かれた。

一方、国民の反応についての記事は少なく、「諸悪なる党派根性

よ、それあるが為めに国民の意念と感情とが、次第に議会政治から離れ行くのである」といつものや、「軍部問題で、貴族院や政友会がどんなに笛を吹いても、国民はじっとして歸らず」というものしか見受けられなかつた。これらの記事の内容と、そもそも国民の反応についての記事が少ないという事実から、統帥権問題に関する国民の関心はそれほど高くはなかつたのではないだろうか。

最後に雑誌についてだが、特別議会に対する評価や、政府、政友会の行動を主題とした論文または論説が掲載されている雑誌として、「法律春秋」（六月号、九月号）、「日本及日本人」（七月一日発行、九月一日発行）、を挙げることができる。例えば、「法律春秋」の大山卯次郎の論文では、政府が軍令部を無視したために統帥権干犯問題が引き起されたのであり、「政府が独断偏執、國家の大事を誤りたることは、既に識者の認むる所と成つて居る」として、政府の不手際を批判している。「日本及日本人」では「貫して政府の行動は統帥権干犯であり、一刻も早いロンドン条約の破棄を主張している」。

以上、政府、議会に対するマスメディアの反応の流れを考察したが、その結果、統帥権干犯問題発生時においては政友会を批判し政府を擁護するという構図が見られたが、政府が議会で同問題について答弁回避を行つてからは、政友会だけではなく政府も批判の対象になつたことを示した。統帥権干犯問題はこの章で扱つた第五八特別議会で発生し、会期中に解決を見ることはなかつたのである。

三 軍部に対する反応

この章では、統帥権干犯問題に対する日本のマスメディアの反応のうち、その対象が軍部に関するものに焦点を当て考察する。まず全ての反応に共通する特徴について述べた後、それぞれ軍部批判、軍部支持の二種類に分けて分析していくことにする。

まず「やまと」の例外を除き、どのメディアも基本的に社説やコラム欄などで軍部批判の論調をとつていた。ただし、同じ新聞でも一般記事の中では軍部を支持するものが散見されたことは指摘しておきたい。

こうした傾向については、伊藤隆氏がロンドン条約に関する世論の分析を行つた論文の中で言及されている。すなはち同論文は、メディアが基本的には軍部を批判しながら一般記事の中で時折軍部支持を見せていたことを指摘し、その理由を以下のように解説している。

当時のメディアは多くが大正デモクラシー以降進歩的な社説を持っていた。それが軍部批判・政府支持を基本とする論調を生み出した。一方、海軍省出入りの記者達は軍令部長に非常に肩入れしており、當時として軍令部に有利な情報を記事にして流したという。加えて当時の人新聞には社内においてもデモクラシーの氣風が発達していて、藤氏は指摘し、その傾向が先述したメディアの特徴を生んだと論じ

いる。また、浜口内閣がロンドン軍縮問題を内部で処理しようとし、新聞記者に対しても強い秘密主義をとったのに対し、海軍の強硬派がニュースを流したためそれが記者達を喜ばせ、このような傾向に拍車をかけたという指摘もしている。

以上伊藤論文を用いながら共通点を述べたところで、軍部批判と軍部支持それぞれの主張の特徴について述べていくことにする。

まず軍部批判の主張は、冒頭で触れたように社説や常設コラムで批判が展開されている場合が多い。

例えば、「大朝」はコラム欄で「統帥権問題が論議の焦点となり、陸海軍が協同動作を申し合わせる。専門知識に関しては行政上の容喙を許さぬ壯心願もし、ゆえに苟も行政に関しては軍部の容喙もまた許すべきではない」とし、統帥権問題での軍部の態度を批判している。次に、「時事」は社説において、「凡そ日本國の海軍軍備の大半は、時の内閣がその全責任において判断決行す可べきものであるの理は、今日の国防が軍人の専斷に委す可からざる必然の事由によつて明々白々のこと」とし、国防や軍備に関し軍部の専斷が行われることを厳しく批判している。⁽⁷⁾また、「東日」も社説欄で、統帥権の問題は憲法上全く問題なく、政府は軍部に対して態度をはつきりさせることで世論を味方につけ、憲政の癌と言われる軍部の不相当な権限に断固立ち向かうべきだとしている。

以上新聞の軍部批判の主張を一瞥したがそれらには、一つの共通点がある。一つは軍部批判の裏返しとして政府を支持あるいは擁護する姿勢をとっていること、もう一つはそもそも憲法上問題にならな

いことを統帥権問題として攻撃し、軍備に介入しようとする軍部を許してはならないとする論理で批判を展開していることである。

こうした批判はコラム・社説だけでなく一般記事においても行

われているので紹介したい。例えば『大朝』では、米大使カッスル

の送別晩餐会の記事において軍備問題の決定は政治家のなす事であ

るという彼の演説を掲載している。⁽³⁵⁾また『大朝』・『東朝』・『東

日』の三紙では、彦藤実朝鮮総督が加藤寛治軍令部長の進退問題に

対して、軍令部長一人の休面より国家の方が大切で、兵力決定に

関しても軍部と政府が協力すべきであつて政府が軍部に同調するも

のではない、と語ったことを大きくなされている。

以上の記事は記者の意見そのものが書かれているわけではないが、

著名人の説話を載せることで読者に軍部批判を印象づける意図があつたといえる。以上見てきたように軍部批判はおおむね社説及び常設

コラム欄で行われているのが大きな特徴といえる。

次に、軍部批判を基調にしながらも、部分的に軍部への配慮が見られ、軍部批判に終始してはいない社説を紹介したい。こうした社説は大きく二つに分けられ、一つは加藤軍令部長や軍首脳の軍人としての奮闘をたたえたり、軍部の専門性を評価するもので、もう一

つは条約締結後の政府の態度を批判することで軍部批判を結果として緩和させているものである。

前者の例としては『大朝』の加藤軍令部長更迭を扱つた中で、加

藤の情熱は限度を超えたものであつて軍令部長更迭も当然と主張⁽³⁶⁾しての軍事の中では海軍側の政府批判を一方的に掲載してい

た。

また、このように間接的なものではなく、よりストレートに軍部支持を打ち出している記事もある。『東朝』記事がその典型で、

「馬鹿野郎ッ」の昔から典型的な武人の「徹」全海軍が聞き耳立て

てある加藤軍令部長の進退⁽³⁷⁾と題し、「生一本の加藤軍令部長は統

帥権の権威のため深くその職を退くだろう」との表現に見られるよ

うに、貫して加藤軍令部長への支持になつてゐる。また結びの部

分には、「統帥権無視の政府の態度に敢然立つたのも無理からぬ事

とうなずかれる」と、加藤の統帥権問題への態度を肯定することで

軍部支持を行つてゐる。

以上述べたような形式の記事以外に、軍令部側に都合のいいよう

に事実を歪曲した怪文書を「極秘文書」として掲載している記事もあつた。それは「政界闇話／統帥権に絡まる海軍の喧嘩沙汰／真か、偽か」問題の「極秘」印の文書から⁽³⁸⁾と題した『時事』の記事であ

る。加藤が三月二七日の浜口首相との会合で讀訓案に賛意を示した

のは「はじめに」で紹介したが、かかる文書には「倫敦會議を対日的有利に導くために特派された米国大使キャップル及び之れを支持する米国人使に恫喝され懐柔された浜口首相幣原外相など回説の直

接関係者の態度に異常の不安を抱いた軍令部長」が浜口雄幸首相に反対を唱えたと記され、結果として軍部の主張の正当性を裏付け、

でも負けまいと頑張った軍人精神は、一応も一心も賞賛すべきである」とし、加藤軍令部長の努力をたたえている。

また、軍部の専門性を評価するものとしては『時事』がある。こ

こでは軍部の意見はあくまでも参考資料で同意を必要とすべきでは

ないと軍部の独走を戒めながら、「兵力を決定するに当り、軍部の意見は固より最上の権威ある参考資料たるものに相違ない」とし

てその価値を高く評価している。

後者の例は『大朝』があり、そこでは最初に兵力の決定権が内閣にあるのは疑いなく、海軍が国政に干渉するのはその美風を損なうものだと軍令部を批判している。だが、その後で「然れども問題をして今日本の如く紛糾せしむるに至つたのは、一に内閣の拙策にあつたのは掩ふを得ない」と政府を最大の責任者とすることにより結果として軍部非難を緩和させることになつてゐる論である。

以上見てきたように部分的に軍部への配慮がなされている主張は、それが社説で行われていること、配慮の部分は軍首脳または軍部の専門性を評価するものと政府批判により相対的に軍批判をやわらげるもの一通りあることが明らかになった。

次に軍部支持の主張について解説する。まず、軍部支持の主張に共通する大きな特徴は、冒頭でも触れたように一般記事の中で書かれていることである。その中でも多いのは、軍部の主張を一方的に流し、非常に大きく取り扱うというパターンである。

例えば『東日』は一面トップ記事で、「統帥権問題重大化／軍部の政府に対する不満具体化は海相帰朝後」との見出しつきの記事を

信正軍令部次長あたりと推測している。

以上のように軍部支持はほとんどが社説やコラムでなく一般記事の中で行われているが、例外として論説でそれを行つたのが「やまと」とである。⁽³⁹⁾ここでは憲法・一条は政務事項ではなく統帥事項と見るべきだとして軍部の見解を支持し、政府は法理論の詭弁により一条を政務事項と言いくるめているとの批判を展開している。

最後に軍部外郭団体の発行する雑誌がいかなる反応を示したのかを見ておきたい。まず海軍側では、「有終」が翌年になつて「統帥権擁護の経緯」という在郷軍人の論文を載せ、昭和五年当時、政治

に関わることのできない現役軍人に代わり在郷軍人達が統帥権で軍部擁護をしたのは正義であるとし、浜口首相や幣原外相の統帥権問

題関連の発言を引用して改めて批判している。なお、この指摘にも

あるよう⁽⁴⁰⁾に同誌は昭和五年に統帥権問題を取り上げているが、軍部

支持というより政府批判の論調が強かつたので、二章で扱つていて。

また、陸軍側では「偕行社記事」が「統帥権に就て」という題の論

文を掲載している。そこでは、統帥権独立の必要性を訴え、兵力

の決定において統帥機関の意向を最優先すべしと主張していた。

以上見てきたことから、また収集した記事の分量からも分かるよ

うに軍部支持の主張は非常に少数で、ほとんどは軍部批判であり、

一つの例外を除き軍部を支持する主張は、雑誌に限られるがあるい

は事実を報道する中で行われるかのどちらかであった。

四 枢密院に対する反応

この章では、昭和五（一九三〇）年七月二十四日ロンドン条約案が枢密院に諮詢されてから、同年十月一日枢密院本会議において可決されるまでの期間を対象として、統帥権問題に関する新聞、雑誌の反応を取り上げる。

まず本論に入る前に、審査が開始される以前の新聞にも、枢密院の条約審査を見越し論評を加えた記事が見受けられるので、簡単にその要旨を紹介することとする。まず言えることは、各新聞は一樣に枢密院に対し批判的だということである。そして枢密院の反政府的態度を予測し、条約審査が容易にはいかないことを予測している。

このように、そのほとんどが政府支持、枢密院批判という新聞論調の中で、同院の条約審査が行われることとなつた。以下本論に入る。まず、枢密院の条約審査委員会における發言や質疑応答に対する反応を主に取り上げるが、ここでは全一二回の枢密院審査会の議論の中でも焦点になつた次の三つの争点に注目したい。第一に、奉答文提出小問題に対する反応である。奉答文提出問題とは、加藤寛治前軍令部長が同訓決定時に同意していたのか否かの審査材料として軍事参議会の奉答文提示を枢密院側が求め、政府側がこれを拒絶した問題である。第二に、加藤前軍令部長の委員会出席要求問題に対する反応である。これは、政府側の奉答文提示拒否に対し、加藤前軍

令部長自身の出席を枢密院側が求め、政府側が拒絶した問題である。第三に、統帥権の憲法上の解釈に関する議論である。従来の統帥権の解釈では、兵力量の決定には軍令部の同意が無くとも政府がこれを決定することができたのであるが、軍令部がこれに異議を唱え野党政友会、枢密院もこれに賛同した。以下、それぞれの論点について新聞、雑誌の反応を分析する。

第一に、奉答文問題に対する反応である。この問題に関して提出を要求した枢密院側に批判的なのは、『東朝』『太朝』『東田』『時事報知』『都』『説究』『文芸春秋』である。そして枢密院を支持し、政府を批判しているのは、『日本及日本人』のみである。つまり、ほとんどの新聞、雑誌は枢密院に対して批判的であり、要求を拒絶した政府の態度を当然なものとみなしている。

例えば、『東朝』は「奉答文を見せないのは政府に弱点があるからだろう」と冷静らしく伊東（已代治・編者注）、顧問官などがいふ。政府に有利だったら見せるとはいはずだ」と枢密院の要求を揶揄し、「軍事参議会の奉答文の提出を要求することによって、既に暗示されてゐるが如く、海軍側との交渉に、政府が手こずつた、その点を目がけて、再び問題を紛争させるのは、あくまで諭問府と、政務の顧問府とを分けた意味を無くすのである」と奉答文の提示要求は枢密院の本分を忘れたものだとして批判している。又、『文芸春秋』は「特に首相内堀を勅許された軍事参議会の奉答文を俺達にも見せると、尊皇忠義の枢密院の御言葉とも覚えず候だ」と、自らの立場をわきまえない枢密院に対して、同様に批判的である。

それとは対照に『日本及日本人』は「倉富（勇三郎・編者注）枢相が、審議上の重要参考資料として、奉答文の提出を迫つたのは、当然の措置である」というように奉答文提出要求を支持し、逆にそれを見せようとした政府の態度を非難している。しかし、これは前述したように例外的なものである。

以上のことからわかるように、『日本及日本人』を除いた新聞、雑誌は枢密院の奉答文提出要求に対して批判的な反応を示し、逆にそれを拒絶した政府の対応を正当化している。そもそも軍事参議会の奉答文とは特別に首相内堀を勅許されたものであり、それを無視した枢密院に対していつせいに批判的な反応を示したのである。

次に、加藤前軍令部長の委員会出席要求問題に対する反応について述べる。この問題に關して枢密院に批判的なのは、『東朝』『太朝』『東田』『時事』『報知』『説究』『文芸春秋』である。反対に枢密院を支持し、政府を批判しているのは、『日本及日本人』のみである。即ち、奉答文問題と同様にこの問題に關してもほとんどのメディアが枢密院に対して批判的なのである。

例えば最も明確に批判を表明しているのは『報知』である。『報知』は「内閣及び各省大臣に対する以外、他の何者に対しても交渉するを禁じ居る正条を、枢府自ら破りまたは内閣をして破らしめんとする要求であるから、その拒絶に對しては一言文句もあるべき筈がないのである」と述べ、枢密院の要求を拒絶した政府の対応を正当化し、逆にこの要求を越權行為として枢密院を批判している。又『東朝』は「手をかへ、品をかへて軍令部長の不同意を問ひ落し

にかかる。問ふにも落らず、語るにも落ちず」と加藤軍令部長の出席を要求してまで同意したかどうかを聞いただそつとする枢密院を皮肉る論稿を載せている。

反対に、『日本及日本人』のなかで「政府の独断以て拒絶せる所に、却て其説の信用せられざるを憤り、強て我意を押さへんとする非行の存在を認めしめて居る」と述べ、加藤前軍令部長の出席を統帥権問題の審議材料として重要なものとした上で、枢密院の要求を支持し政府の対応を批判している。しかしこのようない意見も前述のように例外的なものである。

以上の点から奉答文問題と同様に、この問題に關しても枢密院を支持しているものは、『日本及日本人』以外には見受けられないといふことがわかる。ほとんどの新聞は枢密院の要求には批判的で、政府の要求拒絶を正当なものとしているのである。そもそも枢密院の事務規定の中では内閣もしくは各省大臣以外に対しての公務上の直接交渉は禁止されており、各新聞の批判もこの点に集中している。最後に第三の論点として、統帥権の憲法上の解釈論議に対する反応を取り上げる。この問題に關しては、枢密院の審査委員会のみならず、野党政友会に対する反応も一部見受けられるので、この反応も含め論及することとする。

まず、この問題に關して政府側のとる従来の統帥権解釈自体に対して異議を唱え、枢密院側を支持しているのも『日本及日本人』のみである。例えば、兵力量の決定は軍令部と政府の意見が異なる場合、政府の意見によりこれを定めるという従来の解釈を「曲解」で

あるとした上で、これを訂正する為に枢密院に更なる追求を求める論稿を載せている。⁽¹⁾

このように、政府の統帥権解釈自体に対して批判的で、枢密院を支持しているものは「日本及日本人」にしか見受けられない。つまり、「東朝」「大朝」「時事」「報知」などほとんどの新聞は政府側の従来の解釈を支持し、枢密院側に対しては批判的な論調をとっているのである。

例えば、「大朝」は「兵力量の決定につき、政府は軍部を無視せずといひ、枢府はこれを無視したりといふ。そのいずれが眞実であるにせよ、軍部の同意が絶対に必要であるといふ根拠は甚だ薄弱である」と枢密院の追求には根拠が無いとした上で、国防の最終決定権を軍部に与えることは国民生活の重要な部分を軍部の白山勝手にまかせることが⁽²⁾だと軍令部の意見に賛同する枢密院を批判している。

しかしながら、各新聞はこの問題に関して一方的に政府を支持している訳ではない。つまり、政府が第五八議会においてなした答弁、即ち軍令部の意見は参考した程度だとした説明を、枢密院の審査委員会においては同意を得たという説明に変更した態度を批判する新聞もあった。このようないくつかの批判を載せておるのは「東朝」「時事」である。

例えば「東朝」は「兵力量問題に関する政府の見解は、議会と枢密院を通じて、必ずしも一貫してゐない」と前述の点を指摘し、「統帥権問題なり、兵力量問題なりに関する憲法解釈を明らかにすべき折角の機会を今日にちながら、政府の弱腰と在野党の愚劣のその一方で、二章で言及したように非常に軍部に肩入れする記者がいたのも事実であり、以後、政党への批判の高まり・軍部の台頭とともにメディアは次第に軍賛美に染まっていく。

最後に、本論文は我々の研究会が毎年発行している『近代日本政治資料集』のうち、本年度発行した『統帥権干犯問題と日本のマスメディア』を論文形式に改めたものである。その際、紙面の都合で掲載記事・関連年表を削除したので、詳しくは資料集を参照されたい。

への批判があつたことなどから、メディアが無条件で政府を支持したとはいえない。

しかし、それらはいずれも政府の行為を全面的に否定するではなく、むしろ政府を叱咤・鞭撻するような論調であつたことも各草で述べたとおりであり、ここからもやはりメディアが本問題に対して政府支持という基本姿勢を持っていたことがうかがえるのである。

最後に、本論文は我々の研究会が毎年発行している『近代日本政治資料集』のうち、本年度発行した『統帥権干犯問題と日本のマスメディア』を論文形式に改めたものである。その際、紙面の都合で掲載記事・関連年表を削除したので、詳しくは資料集を参照されたい。

ために、これを失はんとするのを惜しむ」と野党政友会の軍令部文持を批判すると共に、答弁を一貫して押し通せず弱腰の一回を垣間見せた政府も批判の対象としている。

以上、「日本及日本人」を除いたほとんどの新聞、雑誌は一様に枢密院に対しては批判的であるという事が言える。又、奉答文問題、加藤前軍令部長の出席要求問題に関しては政府の対応を正当化し、政府を支持するものがほとんどであった。しかし統帥権の憲法解釈問題になると多少事情が異なつたのである。つまり、議会と枢密院を通じて答弁を変えた政府に対する批判も若干存在していた。これらの新聞は政府の対応を批判すると共にその政府の対応が今後の展開にも影響を与えるのではないかと危惧していたのである。枢密院批判では共通した各新聞も、あらゆる点において政府を支持していなかったのである。

おわりに

以上の考察からわかるように、国家主義系雑誌の「日本及日本人」や軍関係の雑誌を除き、ほとんどのメディアは統帥権問題に關して政府を支持、つまりロンドン条約締結にいたる政府の行為は統帥権干犯に当たらないとしていた。

もちろん、二章で紹介したように議会での政府の答弁回避に対する批判があつたことや、四章で言及したように、回訓當時加藤の同意を得たかどうかに対する政府の説明が議会と枢密院で異なること

- (3) 「内閣と軍令部の関係」〔東朝〕昭和五年四月二六日
- (4) 「果たして統帥權十犯か」〔東日〕昭和五年五月一日
- (5) 「我が國法に於ける軍部と政府の關係」〔改造〕昭和五年六月号
- (6) 「統帥權の独立と帷幕上奏」〔中央公論〕夏季特別号
- (7) 「海軍條約の成立と統帥權の限界」〔東朝〕昭和五年五月一日
- (8) 「海軍條約成立と帷幕上奏権」〔帝大〕昭和五年四月一日
- (9) 「陸海軍上頭論」〔中央公論〕昭和五年八月号
- (10) 「統帥權の限界」〔法律春秋〕昭和五年八月号
- (11) 「憲法學よりみたる統帥權の限界」〔法律春秋〕昭和五年九月号
- (12) 「ロンドン条約絶対反対」〔日本及日本人〕昭和五年七月一日
- (13) 「統帥大權を確保せよ」〔日本及日本人〕昭和五年六月一日号
- (14) 「嗚呼草刈少佐」〔日本及日本人〕昭和五年六月五日号
- (15) 「統帥権独立の意義」〔日本及日本人〕昭和五年五月一日号
- (16) 「國体上より見たる兵馬の人権」〔日本及日本人〕昭和五年九月一日
- (17) 「演」首相の施政演説」〔大朝〕昭和五年四月二六日
- (18) 「政友会の自綱自縛」〔大毎〕昭和五年五月二日
- (19) 「統帥権と責任内閣」〔報知〕昭和五年四月二九日
- (20) 「統帥権の論戦」〔報知〕昭和五年四月二五日
- (21) 「統帥権問題に結論を予えよ」〔東朝〕昭和五年五月一一日
- (22) 「答弁回避とは何事ぞ」〔東朝〕昭和五年五月二日
- (23) 「憲政の癌を切り取れ」〔東日〕昭和五年五月一日
- (24) 「國務と軍務 単陋な演」〔首相、横若な大義経裁〕〔大朝〕昭和五年五月七日
- (25) 「首相防戦の功」〔報知〕昭和五年五月一四日
- (26) 「少社派の正論」〔都〕昭和五年五月六日

(27) 「特別議会を顧みて 醜陋な見落とし性」(『報知』昭和五年五月一日)

(28) 「特別議会に現はれた論争」(『帝人』昭和五年五月二二六日)

(29) 「統帥権問題の今後」(『中外』昭和五年五月一日)

(30) 「国民誓辞」(『国民』昭和五年五月九日)

(31) 「俎上に上る倫敦条約」(『法律春秋』昭和五年九月号)

(32) 前掲伊藤論文、四四四頁からの四四六頁

(33) 「天声人語」(『大朝』昭和五年五月一日)

(34) 「軍備における内閣と軍部」(『時事』昭和五年五月四日)

(35) 「戦ひを開け 軍部の特權に向かひて」(『東日』昭和五年五月一日)

(36) 「軍備問題の決定は政治家のなすこと」(『大朝』昭和五年五月一四日)

(37) 「加藤の体面よりも國家の方が大切なだ」(『東朝』昭和五年六月一日)

(38) 「軍令部長一個の体面よりは國家が大切だ」(『東日』昭和五年六月一日)

(39) 「軍令部長も小さな感情に囚はれるな」(『大朝』昭和五年六月一日)

(40) 「軍令部首脳の更迭」(『大朝』昭和五年六月一日)

(41) 「軍事参議院会議を開け」(『時事』昭和五年六月一八日)

(42) 「馬鹿野郎」の妻から典型的な武人の「徹」(『東朝』昭和五年五月一日)

(43) 「政界闘争 統帥権に終まる海軍の喧嘩沙汰」(『時事』昭和五年六月一日)

(44) 「軍備時代劇の展開」(『中央公論』昭和五年四月号)

(45) 前掲伊藤論文、四四五頁

(46) 「余りに重大 軍令部長の解職について」(『やまと』昭和五年六月一日)

(47) 「統帥権擁護の経緯」(『有終』昭和六年四月号)

(48) 「統帥権問題に就て」(『偕行社記事』昭和五年八月号)

(49) 「読売」昭和五年六月二十日、七月二十五日、『都』七月二六日

(50) 「今日の問題」(『東朝』昭和五年八月一日)

(51) 「次の問題にとりかゝれ 桁密院にとどまるな」(『東朝』昭和五年八月九日)

(52) 「社会春秋」(『文芸春秋』昭和五年九月号)

(53) 「枢府は國家最高純理に立脚して萬古不動の呈案をくだすべし」(『日本及日本人』昭和五年八月一日)

(54) 「社会春秋」(『文芸春秋』昭和五年九月号)

(55) 「枢府对政府の三段譲へ 瞠純理あるのみ」(『報知』昭和五年九月一日)

(56) 「今日の問題」(『東朝』昭和五年九月六日)

(57) 「倫敦条約所見に關する補記」(『日本及日本人』昭和五年九月一日發行)

(58) 注(55)と同じ。

(59) 注(57)と同じ。

(60) 「枢府の自省を望む—御諮詢以外の議論を止めよ」(『大朝』昭和五年九月五日)

(61) 「問題は今後」(『東朝』昭和五年九月二一日)

(62) 「枢府審査報告成る—統帥権問題解決の機を逸す」(『東朝』昭和五年九月二八日)